

# 北海道地方最低賃金審議会

## 特定最低賃金専門部会（鉄鋼）

（第1回 令和4年9月12日）

資料No.1	特定最低賃金専門部会委員名簿（鉄鋼）	・・・	1
資料No.2	特定最低賃金専門部会運営規定（鉄鋼）	・・・	3
資料No.3	特定最低賃金の改正決定の申出に関する概要（鉄鋼）	・・・	5
資料No.4	令和4年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	・・・	7
資料No.5	北海道最低賃金額の推移	・・・	9
資料No.6	北海道の特定最低賃金の推移	・・・	11
資料No.7	令和4年度における最低賃金基礎調査の概要（特定最低賃金）	・・・	13
資料No.8	令和3年度特定最低賃金の改正決定に係る審議結果	・・・	21
資料No.9	令和3年度全国の特定最低賃金額決定状況	・・・	23
資料No.10	雇用失業情勢（レイバーレター：8/30付け）	・・・	31

## 北海道地方最低賃金審議会(第49期) 北海道鉄鋼業最低賃金専門部会委員名簿

令和4年9月5日任命

区分	氏名	現職
公益代表委員	亀野 淳	北海道大学高等教育推進機構 教授
	國武 英生	小樽商科大学 教授
	西村 卓也	北海道新聞社 論説主幹
労働者代表委員	長田 泰幸	JAM北海道書記長 日本製鋼所室蘭労働組合書記長
	西 良太	基幹労連北海道本部 事務局長
	山田 新吾	日本労働組合総連合会北海道連合会 組織労働局局長
使用者代表委員	谷保 彰啓	日鉄ファーストテック(株) 取締役総務部長
	水戸 信也	日本製鋼所M&E(株)室蘭製作所 業務部労務グループマネージャー
	守山 泰史	(一般)北海道商工会議所連合会 事務局長

注1) 公・労・使委員は、五十音順



北海道地方最低賃金審議会  
北海道鉄鋼業最低賃金専門部会 運営規程

令和3年4月1日改正

- 第1条 北海道地方最低賃金審議会北海道鉄鋼業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規程により北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。
  - 3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
  - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に適当な方法で通知しなければならない。
  - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、北海道地方最低賃金審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 特定最低賃金の改正決定の申出に関する概要

北海道鉄鋼業最低賃金改正決定申出書の審査結果について

## 1 申出者

日本基幹産業労働組合連合会北海道本部  
委員長 荒川 孝志

## 2 申出書提出（受理）年月日

令和4年7月1日（令和4年7月4日）

## 3 申出書内容

(1) 申出ケース：労働協約ケース

(2) 申出基幹的労働者数

	組合数	労働者数	摘要
労働協約	5	2,951	
機関決定			
個々の労働者の合意			
合計	5	2,951	

参考（昨年）

(3) 最も低い労働協約の金額

(156,200円)

① 月額 169,000円

(7,159円)

② 日額 8,028円

(979円)

③ 時間額 1,029円

現在の最賃額979円

## 4 平成28年経済センサスに基づく事業所数及び労働者数

日本標準産業分類		事業所数	労働者数
E221	製鉄業	1	1,147
E222	製鋼・製鋼圧延業	5	1,468
E223	製鋼を行わない鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く)	17	1,132
E224	表面処理鋼材製造業	12	300
合計		35	4,047

## 5 平成28年経済センサスの労働者数と申出基幹的労働者との割合

申出基幹的労働者数 (2,951)

$$\frac{\text{申出基幹的労働者数 (2,951)}}{\text{平成28年経済センサスに基づく労働者数 (4,047)}} = (72.92\%)$$

6 申出書の添付書類

- (1) 申出合意書及び委任状
- (2) 労働協約（写）
- (3) 労働協約の適用を受ける基幹的労働者数
- (4) 所定労働時間数及び所定労働日数

7 申出要件の該否

申出者が当該特定最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の代表と認められ、同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが、賃金の最低額に関する定めを含む労働協定の適用を受けていることが確認できるので、当該申出は要件に該当する。

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(木)		9月16日(金)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)



令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		12月1日(木)		12月31日(土)
11月2日(水)		11月17日(木)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		12月5日(月)		1月4日(水)
11月4日(金)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月5日(土)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月6日(日)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月7日(月)		11月22日(火)		12月7日(水)		1月6日(金)
11月8日(火)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月9日(水)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月10日(木)		11月25日(金)		12月9日(金)		1月8日(日)
11月11日(金)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月12日(土)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月13日(日)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月14日(月)		11月29日(火)		12月13日(火)		1月12日(木)
11月15日(火)		11月30日(水)		12月14日(水)		1月13日(金)
11月16日(水)		12月1日(木)		12月15日(木)		1月14日(土)
11月17日(木)		12月2日(金)		12月16日(金)		1月15日(日)
11月18日(金)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月19日(土)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)

## 北海道の地域別最低賃金額の推移(H4年～R4年)

年度	日 額			時 間 額			発効年月日
	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
H4	4,331	177	4.26	542	22	4.23	H4.10.1
5	4,467	136	3.14	559	17	3.14	5.10.1
6	4,575	108	2.42	572	13	2.33	6.10.1
7	4,681	106	2.32	586	14	2.45	7.10.1
8	4,780	99	2.11	598	12	2.05	8.10.1
9	4,886	106	2.22	611	13	2.17	9.10.1
10	4,975	89	1.82	622	11	1.80	10.10.1
11	5,020	45	0.90	628	6	0.96	11.10.1
12	5,060	40	0.80	633	5	0.80	12.10.1
13	5,095	35	0.69	637	4	0.63	13.10.1
14				637	-	-	14.10.1
15				637	-	-	14.10.1
16				638	1	0.16	16.10.1
17				641	3	0.47	17.10.1
18				644	3	0.47	18.10.1
19				654	10	1.55	19.10.19
20				667	13	1.99	20.10.19
21				678	11	1.65	21.10.10
22				691	13	1.92	22.10.15
23				705	14	2.03	23.10.6
24				719	14	1.99	24.10.18
25				734	15	2.09	25.10.18
26				748	14	1.91	26.10.8
27				764	16	2.14	27.10.8
28				786	22	2.88	28.10.1
29				810	24	3.05	29.10.1
30				835	25	3.09	30.10.1
R1				861	26	3.11	R.1.10.3
2				861	-	-	R.1.10.3
3				889	28	3.25	R.3.10.1
4				920	31	3.49	R.4.10.2

注1：平成14年度から時間額単独方式に移行。



## 北海道の特定(産業別)最低賃金額の推移

件名	年度	日額			時間額			発効年月日	
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)		
処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	H4	4,777	215	4.71	598	27	4.73	H4.12.1	
	5	4,973	196	4.10	622	24	4.01	H5.12.1	
	6	5,105	132	2.65	639	17	2.73	H6.12.1	
	7	5,225	120	2.35	654	15	2.35	H7.12.1	
	8	5,338	113	2.16	668	14	2.14	H8.12.1	
	9	5,457	119	2.23	683	15	2.25	H9.12.1	
	10	5,560	103	1.89	695	12	1.76	H10.12.1	
	11	5,613	53	0.95	702	7	1.01	H11.12.1	
	12	5,654	41	0.73	707	5	0.71	H12.12.1	
	13	5,691	37	0.65	712	5	0.71	H13.12.1	
	14				712	-	-	-	
	15				713	1	0.14	H15.12.1	
	16				714	1	0.14	H16.12.1	
	17				718	4	0.56	H17.12.1	
	18				721	3	0.42	H18.12.1	
	19				732	11	1.53	H19.12.1	
	20				745	13	1.78	H20.12.1	
	21				754	9	1.21	H21.12.13	
	22				763	9	1.20	H22.12.8	
	23				772	9	1.18	H23.12.7	
	24				781	9	1.17	H24.12.5	
	25				791	10	1.28	H25.12.6	
	26				802	11	1.39	H26.12.1	
	27				813	11	1.37	H27.12.6	
	28				830	17	2.09	H28.12.4	
	29				850	20	2.41	H29.12.1	
	30				871	21	2.47	H30.12.1	
	R1				892	21	2.41	R1.12.6	
	2				893	1	0.11	R2.12.6	
	3				922	29	3.25	R3.12.4	
	鉄鋼業	H4	5,096	224	4.60	637	28	4.60	H4.12.1
		5	5,280	184	3.61	660	23	3.61	H5.12.1
		6	5,408	128	2.42	676	16	2.42	H6.12.1
7		5,533	125	2.31	692	16	2.37	H7.12.1	
8		5,650	117	2.11	707	15	2.17	H8.12.1	
9		5,775	125	2.21	722	15	2.12	H9.12.1	
10		5,880	105	1.82	735	13	1.80	H10.12.1	
11		5,930	50	0.85	742	7	0.95	H11.12.1	
12		5,977	47	0.79	748	6	0.81	H12.12.1	
13		6,017	40	0.67	753	5	0.67	H13.12.1	
14					753	-	-	-	
15					754	1	0.13	H15.12.1	
16					756	2	0.27	H16.12.1	
17					762	6	0.79	H17.12.1	
18					766	4	0.52	H18.12.1	
19					778	12	1.57	H19.12.1	
20					794	16	2.10	H20.12.1	
21					805	11	1.39	H21.12.1	
22					814	9	1.12	H22.12.1	
23					823	9	1.11	H23.12.2	
24					832	9	1.09	H24.12.1	
25					842	10	1.20	H25.12.1	
26					858	16	1.90	H26.12.1	
27					876	18	2.09	H27.12.1	
28					900	24	2.74	H28.12.1	
29					927	27	3.00	H29.12.1	
30					948	21	2.27	H30.12.1	
R1					967	19	2.00	R1.12.1	
2					967	-	-	-	
3					979	12	1.24	R3.12.1	

北海道の特定(産業別)最低賃金額の推移

件名	年度	日額			時間額			発効年月日
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業	H4	4,839	195	4.20	605	24	4.13	H4.12.1
	5	4,991	152	3.14	624	19	3.14	H5.12.1
	6	5,112	121	2.42	639	15	2.40	H6.12.1
	7	5,222	110	2.15	653	14	2.19	H7.12.24
	8	5,330	108	2.07	667	14	2.14	H8.12.1
	9	5,440	110	2.06	680	13	1.95	H9.12.1
	10	5,529	89	1.64	692	12	1.76	H10.12.1
	11	5,579	50	0.90	698	6	0.87	H11.12.1
	12	5,624	45	0.81	703	5	0.72	H12.12.1
	13	5,659	35	0.62	708	5	0.71	H13.12.1
	14				708	-	-	-
	15				709	1	0.14	H15.12.1
	16				710	1	0.14	H16.12.1
	17				714	4	0.56	H17.12.1
	18				718	4	0.56	H18.12.1
	19				729	11	1.53	H19.12.1
	20				743	14	1.92	H20.12.1
	21				750	7	0.94	H21.12.1
	22				758	8	1.07	H22.12.9
	23				767	9	1.19	H23.12.7
	24				776	9	1.17	H24.12.2
	25				784	8	1.03	H25.12.11
	26				794	10	1.28	H26.12.1
	27				804	10	1.26	H27.12.1
	28				821	17	2.11	H28.12.1
	29				842	21	2.56	H29.12.1
	30				868	26	3.09	H30.12.1
	R1				894	26	3.00	R1.12.1
	2				895	1	0.11	R2.12.1
	3				924	29	3.24	R3.12.2
	鋼船製造・修理業、 船体ブロック製造 業、 舟艇製造・修理業	H4	4,892	190	4.04	612	24	4.08
5		5,057	165	3.37	633	21	3.43	H5.12.1
6		5,180	123	2.43	648	15	2.37	H6.12.1
7		5,289	109	2.10	662	14	2.16	H7.12.1
8		5,399	110	2.08	675	13	1.96	H8.12.1
9		5,509	110	2.04	689	14	2.07	H9.12.1
10		5,598	89	1.62	700	11	1.60	H10.12.1
11		5,644	46	0.82	706	6	0.86	H11.12.1
12		5,684	40	0.71	711	5	0.71	H12.12.1
13		5,720	-	-	715	4	0.56	H13.12.1
14					715	-	-	-
船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業		15				715	-	-
	16				716	1	0.14	H16.12.1
	17				719	3	0.42	H17.12.1
	18				723	4	0.56	H18.12.1
	19				734	11	1.52	H19.12.1
	20				747	13	1.77	H20.12.1
	21				753	6	0.80	H21.12.1
	22				760	7	0.93	H22.12.1
	23				768	8	1.05	H23.12.1
	24				777	9	1.17	H24.12.1
	25				787	10	1.29	H25.12.1
	26				799	12	1.52	H26.12.4
	27				810	11	1.38	H27.12.5
	28				825	15	1.85	H28.12.4
	29				845	20	2.42	H29.12.1
	30				866	21	2.49	H30.12.1
	R1				887	21	2.42	R1.12.1
2				889	2	0.23	R2.12.2	
3				917	28	3.15	R3.12.10	

## 令和4年度における最低賃金基礎調査の概要（特定最低賃金）

## 1 調査の概要

この調査は、北海道地方最低賃金審議会において最低賃金の改定等の審議に資するため、北海道における賃金実態を的確に把握することを目的として、北海道労働局及び厚生労働省労働基準局賃金課が通信の方法により実施した。

## 2 調査対象産業

調査対象産業	調査対象事業所	調査対象労働者
処理牛乳・乳飲料製造業 乳製品製造業 糖類製造業	E 0 9 1 3 E 0 9 1 4 E 0 9 5	処理牛乳・乳飲料、乳製品、 糖類製造業
製鉄業 製鋼・製鋼圧延業 製鋼を行わない鋼材製造業 表面処理鋼材製造業	E 2 2 1 E 2 2 2 E 2 2 3 E 2 2 4	鉄鋼業
電子部品・デバイス・電子回路製造業 民生用電気機械器具製造業 電池製造業 電子応用計測器製造業 電気計測器製造業 その他の電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	E 2 8 E 2 9 3 E 2 9 5 E 2 9 6 E 2 9 7 [E2973除く] E 2 9 9 E 3 0	電子部品・デバイス・電子回 路、電気機械器具情報通信機 械器具製造業
船舶製造・修理業（木造船・木製漁船除く） 船体ブロック製造業	E 3 1 3 1 E 3 1 3 2	船舶製造・修理業 船体ブロック製造業

## 3 調査事業所規模分類及び対象労働者数

常用労働者1人～9人（規模1）・・・調査対象は全労働者。

常用労働者10～29人（規模2）・・・調査対象は全労働者。

常用労働者30人～99人（規模3）・・・調査対象は全労働者の1/2抽出。

常用労働者100人～299人（規模4）・・・調査対象は全労働者の1/5抽出。

常用労働者300人以上（規模4）・・・調査対象は全労働者の1/6抽出。

#### 4 調査対象事業所数及び労働者

処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	79事業所	3,551人
鉄鋼業	21事業所	2,713人
電子部品等、電気機器、情報通信機器製造業	51事業所	3,978人
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	52事業所	840人
合計	203事業所	11,082人

#### 5 調査回答事業所数及び労働者

処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	40事業所	2,304人
鉄鋼業	11事業所	1,857人
電子部品等、電気機器、情報通信機器製造業	24事業所	2,067人
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	23事業所	350人
合計	98事業所	6,578人

#### 6 調査事項

- (1) 事業所に関しては、名称、所在地、主要な生産品の名称又は事業の内容、労働者数を調査した。
- (2) 労働者に関しては、性、年齢、勤続年数、就業形態、職種又は仕事の内容、賃金形態、基本給、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、その他の手当、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数を調査した。

#### 7 調査期日

年齢等一定の時期における事項は、令和4年6月1日現在とした。また、賃金、労働日数等一定の期間における事項は、令和4年6月分を調査した。

#### 8 調査結果

##### (1) 表象区分等

- イ 総括表(1)：産業、規模、地域、及び年齢別累積労働者賃金分布表
- ロ 総括表(2)：産業、性別及び年齢別累積労働者賃金分布表

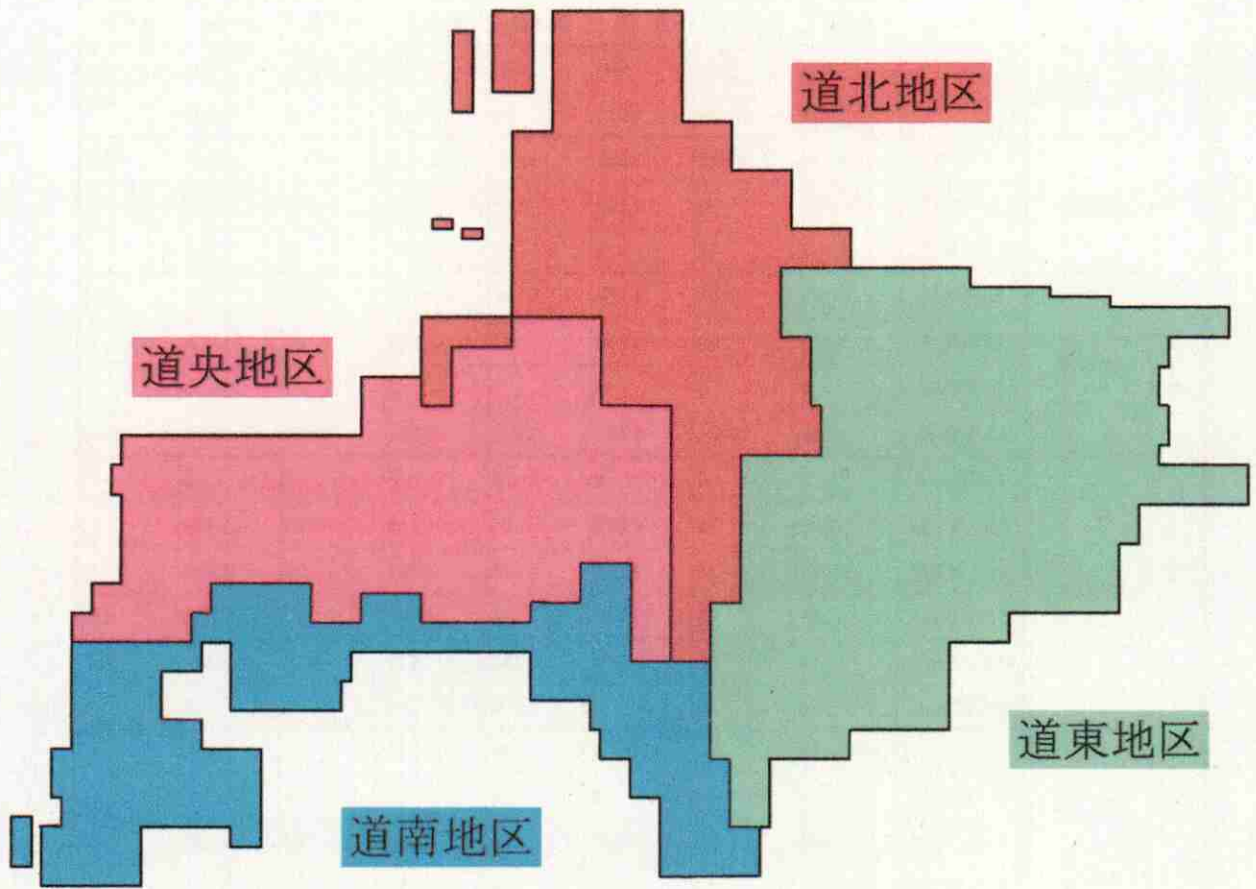
##### (2) 時間当たり所定内賃金額

所定内賃金額から、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当の3手当（最低賃金の算定に算入しない）を除いた額を所定労働時間1時間当たりに換算した。

##### (3) 地域区分

道央、道南、道北及び道東の4地区に区分した。

## 地域の区分





令和4年度最低賃金基礎調査概要(鉄鋼業)

時間額:979円

		第1・二十分位数		第1・十分位数		第1・四分位数		中位数		
		金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比	
全 労 働 者	合計	(円) 1,136	(円) 51	(円) 1,213	(円) 36	(円) 1,366	(円) 22	(円) 1,603	(円) -3	
	規模別	1~9人	1,038	1,038	1,250	1250	1,250	1250	1,284	1284
		10~29人	1,058	50	1,137	114	1,329	142	1,607	181
		30人以上	1,136	41	1,214	26	1,370	0	1,608	0
	地域別	道央地区	1,169	1169	1,186	1186	1,402	1402	1,616	1616
		道南地区	1,134	49	1,214	37	1,366	22	1,600	-6
		道北地区	0	0	0		0		0	
		道東地区	2,031	2031	2,031	2031	2,031	2031	2,031	2031
	年齢別	17歳以下	0	0	0	0	0		0	
		18~19歳	1,028	39	1,083	94	1,116	110	1,134	13
20~54歳		1,180	50	1,230	19	1,384	-7	1,626	19	
55~59歳		1,507	43	1,572	35	1,847	24	2,440	156	
60~64歳		1,114	71	1,306	263	1,340	245	1,459	197	
65歳以上		0	0	0	0	0	0	0	0	
男性	計	1,136	41	1,218	30	1,372	5	1,626	17	
	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	
	18~19歳	1,028	39	1,083	94	1,116	89	1,134	13	
	20~54歳	1,184	29	1,248	15	1,386	-17	1,643	32	
	55~59歳	1,507	43	1,572	35	1,824	1	2,440	156	
	60~64歳	1,114	71	1,310	267	1,340	245	1,459	197	
	65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	
女性	計	1,136	141	1,166	160	1,219	103	1,304	-76	
	17歳以下	0	0	0	0	0	0	0	0	
	18~19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	
	20~54歳	1,136	0	1,166	0	1,219	0	1,304	0	
	55~59歳	2,184	0	2,184	0	2,184	0	2,184	0	
	60~64歳	1,306	0	1,306	0	1,306	0	1,306	0	
	65歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	

[解説]

- 第1・20分位数：全体の20分の1の順位（5％）に当るものが、第1・20分位数。
- 第1・10分位数：全体の10分の1の順位（10％）に当るものが、第1・10分位数。
- 第1・4分位数：全体の4分の1の順位（25％）に当るものが、第1・4分位数。
- 中位数：全体の2分の1の順位（中央）に当るものが、中位数。
- 未満率：最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者割合。
- 影響率：最低賃金を改正した後に、最低賃金を下回ることとなる労働者割合。





鉄鋼業影響率一覽（現行979円）

	全労働者		全労働者
1円 (980円)	0.227%	28円 (1007円)	0.590%
2円 (981円)	0.224%	29円 (1008円)	0.601%
3円 (982円)	0.244%	30円 (1009円)	0.613%
4円 (983円)	0.253%	31円 (1010円)	0.624%
5円 (984円)	0.261%	32円 (1011円)	0.624%
6円 (985円)	0.270%	33円 (1012円)	0.624%
7円 (986円)	0.278%	34円 (1013円)	0.624%
8円 (987円)	0.287%	35円 (1014円)	0.624%
9円 (988円)	0.295%	36円 (1015円)	0.624%
10円 (989円)	0.304%	37円 (1016円)	0.624%
11円 (990円)	0.312%	38円 (1017円)	0.624%
12円 (991円)	0.332%	39円 (1018円)	0.624%
13円 (992円)	0.352%	40円 (1019円)	0.624%
14円 (993円)	0.372%	45円 (1024円)	0.634%
15円 (994円)	0.392%	50円 (1029円)	0.647%
16円 (995円)	0.411%	55円 (1034円)	0.882%
17円 (996円)	0.431%	60円 (1039円)	0.885%
18円 (997円)	0.451%	65円 (1044円)	0.951%
19円 (998円)	0.471%	70円 (1049円)	0.969%
20円 (999円)	0.491%	75円 (1054円)	1.320%
21円 (1000円)	0.511%	80円 (1059円)	1.338%
22円 (1001円)	0.522%	85円 (1064円)	1.686%
23円 (1002円)	0.533%	90円 (1069円)	1.702%
24円 (1003円)	0.545%	95円 (1074円)	1.987%
25円 (1004円)	0.556%	100円 (1079円)	1.988%
26円 (1005円)	0.567%	105円 (1084円)	2.030%
27円 (1006円)	0.579%	110円 (1089円)	2.050%

最賃未滿率：全労働者 0.227 % (3.592 %)

※( )は前年度



## 令和3年度北海道特定最低賃金の改正決定に係る審議結果(概要)

令和4年3月末日現在

審議経過	最低賃金の件名	処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業	鉄 鋼 業	電気機械器具製造業、情報 通信機械器具製造業、電子 部品・デバイス製造業	船舶製造・修理業、 船体ブロック製造業
1	改正決定に係る関係労働団体からの申出	R3.7.12	R3.7.2	R3.6.25	R3.7.7
2	審議会に対する改正決定の必要性の有無の諮問	R3.7.19	R3.7.19	R3.7.19	R3.7.19
3	審議会における改正決定の必要性の有無の審議	R3.7.19	R3.7.19	R3.7.19	R3.7.19
4	審議会より改正決定の必要性「有」の答申	R3.8.5	R3.8.5	R3.8.5	R3.8.5
5	審議会に対する金額の改正決定についての諮問	R3.8.5	R3.8.5	R3.8.5	R3.8.5
6	改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する一般公示	R3.8.5	R3.8.5	R3.8.5	R3.8.5
7	意見提出締切期日	R3.8.20	R3.8.20	R3.8.20	R3.8.20
8	意見提出の有無	無	無	無	無
9	専門部会の開催				
	第1回専門部会 (委員構成・審議)	R3.9.16	R3.9.17	R3.9.21	R3.9.24
	第2回専門部会 (審議)	R3.9.28	R3.9.28	R3.9.24	R3.9.30
	第3回専門部会 (審議)	R3.10.5	R3.9.30	R3.10.4	R3.10.5
	第4回専門部会 (審議・結審)				R3.10.11
10	審議会より金額の改正決定についての答申	R3.10.5	R3.9.30	R3.10.4	R3.10.11
11	審議会の意見要旨に関する一般公示	R3.10.5	R3.9.30	R3.10.4	R3.10.11
12	異議申出及び意見・情報の締切期日	R3.10.20	R3.10.15	R3.10.19	R3.10.26
13	異議申出及び意見・情報の有無	無	無	無	無
14	改正決定の官報公示	R3.11.4	R3.10.29	R3.11.2	R3.11.10
15	効力発生の日	R3.12.4	R3.12.1	R3.12.2	R3.12.10
16	最低賃金額(時間額)	922円	979円	924円	917円



## 令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最低賃	業 種	時間額	効力 発生日
北海道	889	処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	922	R3.12.4
		鉄鋼業	979	R3.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	924	R3.12.2
		船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	917	R3.12.10
青森	822	鉄鋼業	929	R3.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	859	R3.12.21
		各種商品小売業	852	R3.12.21
		自動車小売業	890	R3.12.21
岩手	821	鉄鋼業、金属練製品、その他の金属製品製造業	878	R3.12.29
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	856	R3.12.29
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	847	R3.12.29
		百貨店、総合スーパー	800 (※)	H30.12.28
		各種商品小売業	767 (※)	H28.12.11
		自動車小売業	879	R3.12.29
宮城	853	鉄鋼業	953	R3.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890	R3.12.15
		自動車小売業	918	R3.12.15
秋田	822	非鉄金属製錬・精製業	910	R3.12.24
		電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業	861	R3.12.24
		自動車・同附属品製造業	907	R3.12.24
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	869	R3.12.24
山形	822	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	888	R3.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	872	R3.12.25
		自動車・同附属品製造業	888	R3.12.25
		自動車整備業	892	R3.12.25
福島	828	非鉄金属製造業	886	R4.1.13
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	889	R4.1.13
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	856	R4.1.13
		輸送用機械器具製造業	890	R4.1.13
		自動車小売業	894	R3.12.24

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。



令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
茨 城	879	鉄鋼業	975	R3.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	935	R3.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	932	R3.12.31
		各種商品小売業	881	R3.12.31
栃 木	882	塗料製造業	992	R3.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	939	R3.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	940	R3.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	940	R3.12.31
		自動車・同附属品製造業	947	R3.12.31
		各種商品小売業	874 (※)	R2.12.31
群 馬	865	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	946	R3.12.29
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	935	R3.12.29
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	935	R3.12.29
		輸送用機械器具製造業	935	R3.12.29
埼 玉	956	非鉄金属製造業	974	R3.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	981	R3.12.1
		輸送用機械器具製造業	990	R3.12.1
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	990	R3.12.1
		各種商品小売業	849 (※)	H28.12.1
		自動車小売業	988	R3.12.1
千 葉	953	調味料製造業	889 (※)	H29.12.25
		鉄鋼業	1,023	R3.12.25
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	922 (※)	H30.12.25
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	887 (※)	H29.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	981	R3.12.25
		各種商品小売業	848 (※)	H28.12.25
		自動車(新車)小売業	922 (※)	H30.12.25
東 京	1041	鉄鋼業	871 (※)	H26.3.23
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832 (※)	H22.12.31
		業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829 (※)	H22.12.31
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	838 (※)	H24.2.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
神 奈 川	1,040	塗料製造業	894 (※)	H27.3.1
		鉄鋼業	874 (※)	H26.3.15
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	821 (※)	H22.12.20
		ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	857 (※)	H25.3.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890 (※)	H27.3.1
		輸送用機械器具製造業	855 (※)	H25.3.1
		自動車小売業	842 (※)	H23.12.21
新 潟	859	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	936	R3.12.25
		各種商品小売業	842 (※)	R1.12.31
		自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業	936	R3.12.31
富 山	877	アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業	781 (※)	H27.12.26
		玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業	934	R3.12.24
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	879	R3.12.24
		百貨店、総合スーパー	890	R3.12.26
		自動車(新車)小売業	769 (※)	H23.1.20
石 川	861	綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業	782 (※)	H29.12.31
		洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業	763 (※) 6,102 (白濁)	H11.12.26
		金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業	946	R3.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業	896	R3.12.31
		自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業	946	R3.12.31
		百貨店、総合スーパー	890	R3.12.31
福 井	858	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	830 (※)	R1.12.24
		繊維機械、金属加工機械製造業	874	R1.12.24
		電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	857 (※)	R1.12.24
		百貨店、総合スーパー	840 (※)	R2.12.24
山 梨	866	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	934	R3.12.15
		自動車・同附属品製造業	938	R3.12.11
長 野	877	印刷、製版業	850 (※)	R1.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	927	R3.12.16
		計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	916	R3.12.29
		各種商品小売業	879	R3.12.31

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	業種	時間額	効力発生日
岐阜	880	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	907	R3.12.21
		自動車・同附属品製造業	951	R3.12.21
		航空機・同附属品製造業	971	R2.12.21
静岡	913	パルプ・紙・加工紙製造業	786 (※)	H27.12.31
		タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	915	R3.12.20
		鉄鋼、非鉄金属製造業	954	R3.12.20
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	970	R3.12.20
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	939	R3.12.20
		各種商品小売業	886 (※)	R1.12.21
愛知	955	染色整理業	732 (※)	H20.12.16
		製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	996	R3.12.16
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	968	R3.12.16
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	875 (※)	H29.12.16
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	901 (※)	H30.12.16
		輸送用機械器具製造業	976	R3.12.16
		各種商品小売業	847 (※)	H28.12.16
		自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業	800 (※)	H19.12.16
三重	902	ガラス・同製品製造業	923	R3.12.21
		鉄鉄鋳物、可鍛鉄、鋳鉄管製造業	739 (※) 5,907 (白銀)	H10.12.15
		電線・ケーブル製造業	942	R3.12.21
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	843 (※)	H27.12.20
		一般機械器具製造業	762 (※)	H15.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	927	R3.12.21
		建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	962	R3.12.21
		紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業	789 (※)	H28.12.30
滋賀	896	ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	942	R3.12.30
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	953	R3.12.30
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	939	R3.12.30
		自動車・同附属品製造業	957	R3.12.30
		各種商品小売業	840 (※)	H30.12.29

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
京 都	937	印刷業	765 (※)	H22.12.18
		金属成形製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	933 (※)	R1.12.22
		ポンプ・圧縮機製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・両部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・両部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業	822 (※)	H20.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	957	R4.1.26
		輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業	968	R4.1.26
		各種商品小売業	938	R4.1.26
		自動車(新車)小売業	939	R4.1.26
大 阪	992	塗料製造業	1,000	R3.12.1
		鉄鋼業	996	R4.1.22
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	993	R3.12.1
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	997	R3.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	994	R3.12.1
		自動車・同附属品製造業	998	R3.12.1
		自動車小売業	993	R3.12.1
兵 庫	928	繊維工業	800 (※)	H28.3.1
		塗料製造業	995	R3.12.1
		鉄鋼業	992	R3.12.1
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	960	R3.12.1
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	931	R3.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	930	R3.12.1
		輸送用機械器具製造業	1,002	R3.12.1
		各種商品小売業	797 (※)	H28.2.1
		自動車小売業	930	R3.12.1
奈 良	866	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905	R3.12.29
		電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	891	R3.12.29
		自動車小売業	892	R3.12.29
		木材・木製品・家具・装飾品製造業	816 (※) 6,527 (白銀)	H1.1.25
和歌山	859	鉄鋼業	977	R3.12.30
		百貨店、総合スーパー	869	R3.12.30
鳥 取	821	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	825	R3.12.17
		各種商品小売業	718 (※)	H28.12.17

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のもので適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	業種	時間額	効力発生日
島根	824	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	954	R3.11.26
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	930	R3.12.8
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	853	R3.12.26
		自動車・同附属品製造業	919	R3.12.29
		百貨店、総合スーパー	750(※)	H29.11.22
		自動車(新車)小売業	904	R3.12.24
岡山	862	耐火物製造業	940	R4.1.7
		鉄鋼業	985	R4.1.5
		空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	952	R4.2.12
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	904	R4.1.7
		自動車・同附属品製造業	936	R4.1.5
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	980	R4.1.8
		各種商品小売業	893	R4.1.19
広島	899	製鉄業、鋼材、鉄鉄鋼物、可鍛鋼鉄製造業、その他の鉄鋼業	995	R3.12.31
		建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	944	R3.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	958	R3.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	924	R3.12.31
		自動車・同附属品製造業	938	R3.12.31
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	977	R3.12.31
		各種商品小売業	903	R3.12.31
		自動車小売業	930	R3.12.31
山口	857	鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	995	R3.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	921	R3.12.15
		輸送用機械器具製造業	965	R3.12.15
		百貨店、総合スーパー	875	R3.12.15
徳島	824	造作材・合板・建築用組立材料製造業	876	R3.12.21
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	945	R3.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	911	R3.12.21
香川	848	冷凍調理食品製造業	849	R3.12.15
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	970	R3.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	913	R3.12.15
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	980	R3.12.15

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
愛 媛	821	パルプ、紙製造業	951	R3.12.25
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	957	R3.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	921	R3.12.25
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	962	R3.12.25
		各種商品小売業	822	R3.12.25
高 知	820	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	793 (※)	R1.12.29
		一般貨物自動車運送業	910	H19.6.2
福 岡	870	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	980	R3.12.10
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	947	R3.12.10
		輸送用機械器具製造業	957	R4.1.7
		百貨店、総合スーパー	897	R4.1.7
		自動車(新車)小売業	959	R3.12.10
佐 賀	821	陶磁器・同関連製品製造業	822	R3.12.9
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	896	R3.12.31
		発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	867	R3.12.18
長 崎	821	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875	R1.12.7
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864	R3.12.29
		船舶製造・修理業、船用機関製造業	875	R1.11.29
熊 本	821	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	863	R3.12.15
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	902	R3.12.15
		百貨店、総合スーパー	796 (※)	R2.12.15
大 分	822	鉄鋼業	981	R3.12.25
		非鉄金属製造業	936	R3.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864	R3.12.25
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	894	R3.12.25
		各種商品小売業	716 (※)	H28.12.25
		自動車(新車)小売業	872	R3.12.25
宮 崎	821	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	678 (※)	H26.12.26
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	831	R3.12.24
		各種商品小売業	705 (※)	H27.12.24
		自動車(新車)小売業	858	R3.12.26

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和3年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業 種	時間額	効力 発生日
鹿児島	821	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842	R3.12.17
		百貨店、総合スーパー	693 (※)	H26.12.26
		自動車(新車)小売業	872	R3.12.16
沖縄	820	畜産食料品製造業	683 (※)	H25.12.11
		糖類製造業	769 (※)	H30.11.25
		清涼飲料、酒類製造業	686 (※)	H25.11.23
		新聞業	853	R3.11.12
		各種商品小売業	770 (※)	H30.11.23
		自動車(新車)小売業	770 (※)	H30.11.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

# Labor Letter

令和4年8月30日

厚生労働省

北海道労働局

★ レイバーレター ★

## 令和4年7月の雇用失業情勢について

道内の雇用情勢は、求職者が依然として高水準にあり、弱さがみられる。  
新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、引き続き注意する必要がある。

### 概要（新規学卒を除く常用計）

令和4年7月の有効求人倍率は、1.10倍（前年同月0.99倍）と、前年同月を0.11ポイント上回った。

### 求人

- ・新規求人数は15.8%増加し、17か月連続で前年同月を上回った。
- ・月間有効求人数は15.3%増加し、16か月連続で前年同月を上回った。
- ・正社員の有効求人倍率は、0.85倍（前年同月0.80倍）と、前年同月を0.05ポイント上回った。

### 求職

- ・新規求職申込件数は3.3%減少し、3か月ぶりに前年同月を下回った。
- ・月間有効求職者数は3.2%増加し、25か月連続で前年同月を上回った。

### 有効求人倍率の推移（常用計）



(注)1. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

(注)2. 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めのない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

(問い合わせ先)

厚生労働省北海道労働局 職業安定部職業安定課 地方労働市場情報官

TEL 011-709-2311(内線 3672)

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>



## 主たる産業の新規求人の概要（令和4年7月の求人数）

### 求人増加の主な産業

#### ・卸売業、小売業 4,649人（対前年同月+38.8%、+1,300人）

卸売業（+18.7%、求人数787人）は増加した。繊維・衣服等卸売業（▲55.2%、求人数13人）で減少したが、飲食料品卸売業（+41.6%、求人数303人）、機械器具卸売業（+9.4%、求人数174人）、建築材料等卸売業（+13.2%、求人数163人）などで増加した。

小売業（+43.8%、求人数3,862人）は増加した。無店舗小売業（▲57.9%、求人数8人）で減少したが、その他の小売業（+49.5%、求人数1,848人）、飲食料品小売業（+22.4%、求人数743人）、機械器具小売業（+17.9%、求人数487人）などで増加した。全体として2か月ぶりに前年同月を上回った。

（前月 3,728人）

#### ・サービス業 4,320人（対前年同月+29.5% +985人）

その他の事業サービス業（+23.2%、求人数2,359人）、職業紹介・労働者派遣業（+36.8%、求人数1,019人）、その他のサービス業（+66.8%、求人数327人）などで増加した。全体として17か月連続で前年同月を上回った。

（前月 3,765人）

#### ・宿泊業、飲食サービス業 2,751人（対前年同月+25.0% +551人）

飲食店（+8.5%、求人数1,085人）、宿泊業（+56.7%、求人数909人）、持ち帰り・配達飲食サービス業（+22.1%、求人数757人）で増加した。全体として9か月連続で前年同月を上回った。

（前月 2,447人）

#### ・医療、福祉 9,796人（対前年同月+5.6% +523人）

社会保険・社会福祉・介護事業（+2.1%、求人数6,416人）、医療業（+13.8%、求人数3,363人）で増加した。全体として17か月連続で前年同月を上回った。

（前月 9,917人）

#### ・製造業 2,638人（対前年同月+22.8% +490人）

金属製品製造業（▲3.0%、求人数197人）、木材・木製品製造業（▲0.9%、求人数115人）などで減少したが、食料品製造業（+36.7%、求人数1,541人）、窯業・土石製品製造業（+18.3%、求人数142人）などで増加した。全体として14か月連続で前年同月を上回った。

（前月 2,542人）

#### ・建設業 3,990人（対前年同月+7.5% +277人）

設備工事業（▲5.3%、求人数791人）で減少したが、総合工事業（+5.2%、求人数2,087人）、職別工事業（+24.4%、求人数1,112人）で増加した。全体として7か月連続で前年同月を上回った。

（前月 4,076人）

#### ・運輸業、郵便業 1,655人（対前年同月+16.2% +231人）

倉庫業（▲50.0%、求人数11人）などで減少したが、貨物運送（+11.3%、求人数903人）、旅客運送（+27.9%、求人数651人）、運輸附帯サービス業（+1.6%、求人数65人）などで増加した。全体として2か月連続で前年同月を上回った。

（前月 1,787人）

#### ・情報通信業 676人（対前年同月+12.3% +74人）

ソフトウェア業（▲16.5%、求人数340人）などで減少したが、情報処理・提供サービス業（+120.0%、求人数264人）などで増加した。全体として3か月連続で前年同月を上回った。

（前月 689人）

# 1 新規求人数の状況(常用計)

(単位:人、%、ポイント)

産業	R04年7月	R03年7月	増減差	増減比
A,B 農,林,漁業	476	486	▲10	▲2.1
D 建設業	3,990	3,713	277	7.5
E 製造業	2,638	2,148	490	22.8
食料品製造業	1,541	1,127	414	36.7
窯業・土石製品製造業	142	120	22	18.3
金属製品製造業	197	203	▲6	▲3.0
はん用・生産用・業務用・電気機械器具製造業	149	131	18	13.7
輸送用機械器具製造業	99	128	▲29	▲22.7
その他の製造業	510	439	71	16.2
G 情報通信業	676	602	74	12.3
H 運輸業,郵便業	1,655	1,424	231	16.2
I 卸売業,小売業	4,649	3,349	1,300	38.8
M 宿泊業,飲食サービス業	2,751	2,200	551	25.0
P 医療,福祉	9,796	9,273	523	5.6
R サービス業(他に分類されないもの)	4,320	3,335	985	29.5
その他	3,698	3,400	298	8.8
合計	34,649	29,930	4,719	15.8
新規求人に占めるパートの割合	33.3	31.7	1.6	

(注)新規学卒を除く常用計。

(単位:人、%)

年度・月	新規求人数		うちフルタイム求人数		うちパート求人数		新規求人数に占めるパート求人数の割合
	対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		
平成24年度	299,317	9.6	210,371	8.7	88,946	12.0	29.7
平成25年度	341,569	14.1	239,724	14.0	101,845	14.5	29.8
平成26年度	358,959	5.1	249,928	4.3	109,031	7.1	30.4
平成27年度	374,167	4.2	259,043	3.6	115,124	5.6	30.8
平成28年度	383,593	2.5	263,528	1.7	120,065	4.3	31.3
平成29年度	389,213	1.5	266,918	1.3	122,295	1.9	31.4
平成30年度	395,627	1.6	271,634	1.8	123,993	1.4	31.3
令和元年度	385,088	▲2.7	263,029	▲3.2	122,059	▲1.6	31.7
令和2年度	333,305	▲13.4	229,377	▲12.8	103,928	▲14.9	31.2
令和3年度	355,472	6.7	242,910	5.9	112,562	8.3	31.7
令和3年7月	29,930	8.6	20,455	7.8	9,475	10.4	31.7
8月	26,635	5.1	18,249	5.7	8,386	3.9	31.5
9月	30,374	7.4	20,776	7.5	9,598	7.3	31.6
10月	31,963	3.5	21,539	4.7	10,424	1.0	32.6
11月	28,717	8.6	19,494	6.9	9,223	12.4	32.1
12月	27,114	6.6	19,017	4.5	8,097	11.9	29.9
令和4年1月	30,102	6.9	20,869	6.3	9,233	8.3	30.7
2月	30,357	9.3	20,413	10.1	9,944	7.8	32.8
3月	33,763	1.9	22,419	▲0.0	11,344	6.0	33.6
4月	34,810	13.5	23,560	13.7	11,250	13.1	32.3
5月	29,853	14.3	20,100	11.6	9,753	20.3	32.7
6月	33,369	12.2	22,424	7.1	10,945	24.6	32.8
7月	34,649	15.8	23,121	13.0	11,528	21.7	33.3

(注)新規学卒を除く常用計。

# 2 新規求職者の状況(常用計)

(単位:件、人、%)

年度・月	新規求職申込件数		在職者		離職者		うち事業主都合離職		うち自己都合離職		無業者	
	対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比	
平成24年度	309,819	▲11.1	64,781	▲1.8	203,020	▲10.8	71,671	▲15.9	120,803	▲7.6	42,018	▲23.3
平成25年度	288,868	▲6.8	67,530	4.2	184,130	▲9.3	60,924	▲15.0	113,921	▲5.7	37,208	▲11.4
平成26年度	270,711	▲6.3	67,461	▲0.1	171,109	▲7.1	53,531	▲12.1	109,050	▲4.3	32,141	▲13.6
平成27年度	251,706	▲7.0	64,779	▲4.0	158,996	▲7.1	49,246	▲8.0	102,158	▲6.3	27,931	▲13.1
平成28年度	238,747	▲5.1	63,688	▲1.7	149,637	▲5.9	43,870	▲10.9	98,699	▲3.4	25,422	▲9.0
平成29年度	227,176	▲4.8	60,228	▲5.4	144,077	▲3.7	41,008	▲6.5	96,214	▲2.5	22,871	▲10.0
平成30年度	219,953	▲3.2	58,234	▲3.3	140,583	▲2.4	39,341	▲4.1	94,397	▲1.9	21,136	▲7.6
令和元年度	207,466	▲5.7	53,452	▲8.2	134,788	▲4.1	36,884	▲6.2	90,873	▲3.7	18,675	▲11.6
令和2年度	196,616	▲5.2	46,259	▲13.5	135,575	0.6	43,403	17.7	85,591	▲5.8	14,782	▲20.8
令和3年度	196,526	▲0.0	49,258	6.5	131,395	▲3.1	36,760	▲15.3	87,512	2.2	15,873	7.4
令和3年7月	15,307	▲4.4	3,846	13.7	10,245	▲9.5	2,615	▲26.7	7,053	▲3.2	1,216	▲6.6
8月	15,131	8.4	3,961	20.1	9,808	6.1	2,212	▲8.8	7,054	9.4	1,362	▲3.8
9月	14,612	▲0.8	3,940	4.9	9,402	▲3.7	2,115	▲20.2	6,822	2.3	1,270	4.5
10月	15,640	▲3.3	3,931	6.2	10,347	▲7.3	2,696	▲18.9	7,111	▲3.1	1,362	4.8
11月	15,336	13.0	3,851	19.5	10,197	8.8	2,749	▲2.2	6,954	12.6	1,288	31.7
12月	13,438	1.7	3,390	5.6	9,074	▲0.4	3,065	▲6.8	5,648	3.1	974	9.7
令和4年1月	16,893	0.9	4,552	5.3	11,262	▲0.8	3,275	▲5.1	7,457	0.1	1,079	0.4
2月	15,208	▲10.5	5,072	▲10.0	9,093	▲9.4	2,194	▲24.0	6,423	▲4.1	1,043	▲21.1
3月	19,819	▲1.5	6,022	0.1	11,915	▲2.0	3,165	▲13.6	8,120	2.1	1,882	▲3.3
4月	23,930	▲2.7	3,893	0.2	18,270	▲3.3	5,950	▲13.8	10,738	2.2	1,767	▲3.5
5月	17,542	16.4	3,733	19.2	12,337	15.3	3,196	6.5	8,415	18.1	1,472	19.0
6月	16,457	6.4	3,966	7.9	11,059	5.7	2,705	▲2.3	7,739	7.0	1,432	7.8
7月	14,795	▲3.3	3,430	▲10.8	10,118	▲1.2	2,352	▲10.1	7,268	3.0	1,247	2.5
(100.0)			(23.2)		(68.4)		(15.9)		(49.1)		(8.4)	

(注)1. 新規学卒を除く常用計。

2. 新規求職申込件数について、理由不明のものが存在するため、内訳と必ずしも一致しない。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

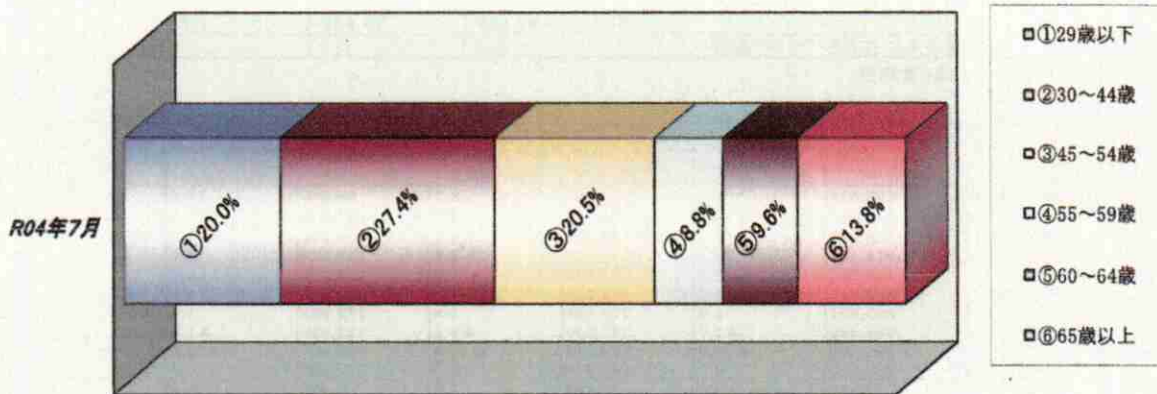
### 3 新規求職者の年齢別状況(常用計)

(単位:人、%)

年齢	R04年7月			R03年7月			増減比		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
29歳以下	2,963	1,126	1,834	2,996	1,163	1,826	▲1.1	▲3.2	0.4
30～44歳	4,054	1,463	2,583	4,332	1,662	2,668	▲6.4	▲12.0	▲3.2
45～54歳	3,026	1,108	1,917	3,209	1,311	1,897	▲5.7	▲15.5	1.1
55～59歳	1,295	514	781	1,402	634	768	▲7.6	▲18.9	1.7
60～64歳	1,415	743	672	1,348	722	626	5.0	2.9	7.3
65歳以上	2,042	1,256	786	2,020	1,286	733	1.1	▲2.3	7.2
合計	14,795	6,210	8,573	15,307	6,778	8,518	▲3.3	▲8.4	0.6

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

#### 【年齢別構成比】



### 4 雇用保険被保険者数の推移

(単位:人、%)

年度・月	月末被保険者数		資格取得者数		資格喪失者数		うち事業主都合離職		資格喪失者数 に対する事業 主都合離職の 構成比
	対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		
平成24年度	1,316,054	0.7	278,378	2.7	258,349	1.2	25,741	▲12.3	10.0
平成25年度	1,328,970	1.0	289,473	4.0	261,225	1.1	21,427	▲16.8	8.2
平成26年度	1,339,381	0.8	294,391	1.7	263,798	1.0	19,011	▲11.3	7.2
平成27年度	1,358,957	1.5	294,805	0.1	262,803	▲0.4	17,491	▲8.0	6.7
平成28年度	1,375,699	1.2	291,390	▲1.2	263,452	0.2	15,733	▲10.1	6.0
平成29年度	1,385,331	0.7	293,722	0.8	266,225	1.1	15,794	0.4	5.9
平成30年度	1,392,268	0.5	288,312	▲1.8	265,530	▲0.3	14,469	▲8.4	5.4
令和元年度	1,403,070	0.8	293,015	1.6	267,894	0.9	14,378	▲0.6	5.4
令和2年度	1,403,094	0.0	267,641	▲8.7	248,827	▲7.1	17,484	21.6	7.0
令和3年度	1,390,590	▲0.9	258,140	▲3.5	250,172	0.5	12,557	▲28.2	5.0
令和3年7月	1,414,193	▲0.1	20,153	▲4.2	19,325	▲1.9	912	▲53.8	4.7
8月	1,411,631	▲0.2	17,214	2.6	18,352	7.9	683	▲19.5	3.7
9月	1,408,937	▲0.3	16,820	▲8.7	17,759	1.4	707	▲24.5	4.0
10月	1,405,904	▲0.3	20,112	▲1.6	21,484	▲0.7	1,207	▲24.6	5.6
11月	1,405,882	▲0.4	19,130	4.9	17,171	5.8	809	▲5.0	4.7
12月	1,404,601	▲0.5	16,871	▲3.3	16,312	5.5	860	▲7.9	5.3
令和4年1月	1,397,029	▲0.6	15,680	▲4.8	21,052	6.4	924	▲25.1	4.4
2月	1,394,486	▲0.7	15,857	▲4.5	16,472	1.6	743	▲25.7	4.5
3月	1,390,590	▲0.9	17,622	▲12.0	20,183	1.5	1,059	▲3.5	5.2
4月	1,392,063	▲0.9	45,764	▲1.0	42,873	▲0.9	2,158	▲25.8	5.0
5月	1,401,778	▲0.7	32,073	15.6	20,880	6.7	802	▲13.8	3.8
6月	1,403,422	▲0.8	22,104	▲10.6	19,016	▲1.1	903	10.7	4.7
7月	1,401,438	▲0.9	20,434	1.4	20,747	7.4	842	▲7.7	4.1

(注)1. 一般被保険者。

2. 月末被保険者数の年度分は3月末の数値。

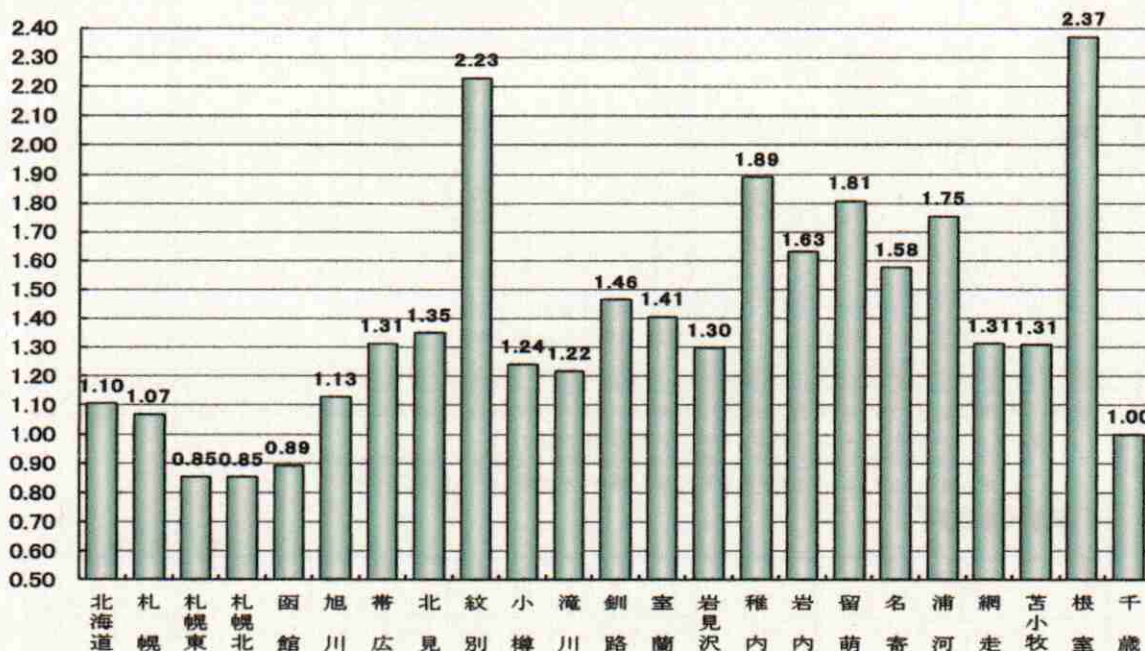
## 5 職業紹介状況(常用計)

(単位:件、人、倍、%、ポイント)

区分	R04年7月	R03年7月	増減比(増減差)
新規求職申込件数	14,795	15,307	▲3.3
月間有効求職者数	84,408	81,771	3.2
新規求人数	34,649	29,930	15.8
月間有効求人数	93,178	80,836	15.3
就職件数	3,391	3,408	▲0.5
有効求人倍率	1.10	0.99	0.11

(倍)

### 安定所別有効求人倍率(常用計)

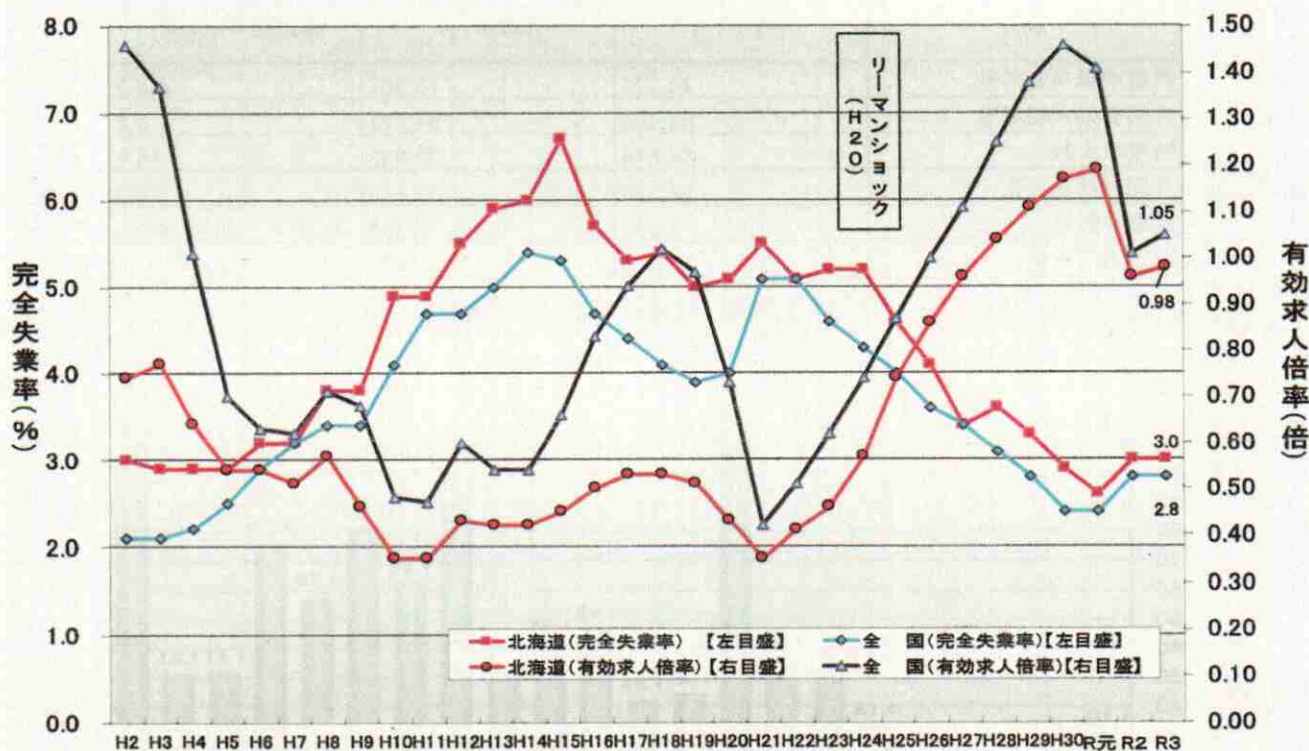


(単位:件、人、倍、%、ポイント)

安定所	新規求職申込件数		月間有効求職者数		新規求人数		月間有効求人数		有効求人倍率	
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比
計	14,795	▲3.3	84,408	3.2	34,649	15.8	93,178	15.3	1.10	0.11
札幌	2,991	▲5.0	17,028	8.9	6,658	11.9	18,193	20.2	1.07	0.10
札幌東	2,172	▲7.7	14,136	3.9	4,265	18.0	12,052	21.0	0.85	0.12
札幌北	1,725	▲1.1	9,991	2.5	3,599	34.5	8,503	4.1	0.85	0.01
函館	1,323	1.6	7,324	3.1	2,839	29.3	6,530	25.2	0.89	0.16
旭川	994	▲3.1	6,317	▲0.7	2,606	8.8	7,124	11.7	1.13	0.13
帯広	874	4.2	5,017	6.5	2,290	19.8	6,589	13.2	1.31	0.07
北見	479	6.7	2,459	1.9	1,177	13.7	3,317	15.7	1.35	0.16
紋別	60	▲24.1	324	▲16.3	268	14.0	722	18.2	2.23	0.65
小樽	328	▲22.1	1,733	▲7.8	698	▲8.8	2,151	3.9	1.24	0.14
滝川	301	▲5.0	1,831	7.5	790	21.4	2,229	18.8	1.22	0.12
釧路	690	▲4.6	3,012	2.1	1,588	1.1	4,409	4.5	1.46	0.03
室蘭	583	6.4	2,700	4.9	1,497	16.1	3,795	20.0	1.41	0.18
岩見沢	334	10.2	1,664	1.8	711	▲7.4	2,159	7.6	1.30	0.07
稚内	100	▲20.6	602	13.4	374	18.7	1,137	22.7	1.89	0.14
岩内	131	▲10.3	785	▲6.1	450	18.7	1,281	38.3	1.63	0.52
留萌	72	7.5	380	8.3	238	35.2	687	13.2	1.81	0.08
名寄	119	11.2	785	10.3	508	▲1.6	1,237	7.4	1.58	▲0.04
浦河	86	▲16.5	593	6.5	390	15.4	1,040	13.5	1.75	0.11
網走	121	0.0	710	4.9	301	6.4	932	16.1	1.31	0.12
苫小牧	686	▲3.9	3,511	▲2.0	1,748	17.9	4,592	7.6	1.31	0.12
根室	149	▲3.9	725	▲18.4	653	19.8	1,718	18.5	2.37	0.74
千歳	477	▲7.4	2,781	▲5.0	1,001	19.5	2,781	21.2	1.00	0.22

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

## 6 有効求人倍率・完全失業率の推移(常用計)



(注) 1. 完全失業率は年平均、有効求人倍率は年度の数値である。

2. 平成23年の全国の完全失業率は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難な状況となったことから、岩手県、宮城県及び福島県の数値を補充的に推計した結果によって集計している。

### 【有効求人倍率】

(単位：倍、ポイント)

区分		R03年					R04年							
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
北海道	常用計原数値	0.99 (0.04)	0.97 (0.03)	0.98 (0.03)	1.00 (0.03)	1.02 (0.03)	1.02 (0.03)	1.00 (0.05)	1.02 (0.08)	1.03 (0.07)	1.00 (0.09)	1.00 (0.07)	1.04 (0.08)	1.10 (0.11)
	季節調整値	1.01 (0.00)	1.01 (0.00)	1.01 (0.00)	1.00 (▲0.01)	1.01 (0.01)	1.02 (0.01)	1.06 (0.04)	1.06 (0.00)	1.08 (0.02)	1.11 (0.03)	1.12 (0.01)	1.12 (0.00)	1.14 (0.02)
全国	常用計原数値	1.02 (0.05)	1.03 (0.08)	1.05 (0.10)	1.06 (0.09)	1.10 (0.10)	1.14 (0.11)	1.14 (0.10)	1.14 (0.10)	1.13 (0.11)	1.06 (0.11)	1.06 (0.12)	1.09 (0.12)	1.15 (0.13)
	季節調整値	1.14 (0.01)	1.15 (0.01)	1.15 (0.00)	1.16 (0.01)	1.17 (0.01)	1.17 (0.00)	1.20 (0.03)	1.21 (0.01)	1.22 (0.01)	1.23 (0.01)	1.24 (0.01)	1.27 (0.03)	1.29 (0.02)

(注) 1. 常用計原数値 ( ) 内は対前年同月差、季節調整値 ( ) 内は対前月差。

2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。

3. 季節調整値は新季節指数により改訂されているため、以前の公表値とは若干異なっている。

4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

### 【完全失業率】

(単位：%)

区分		R03年					R04年							
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
北海道			3.3 (2.7)			3.0 (3.3)			3.1 (3.0)			3.7 (2.9)		
全国		2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6	2.6	

(注) 1. 北海道分は原数値、全国分は季節調整値。

[資料出所：総務省統計局「労働力調査」]

2. ( ) 内は前年同期。

3. 季節調整値は新季節指数により改訂されているため、以前の公表値とは若干異なっている。

## 7 新規求職・新規求人、有効求職・有効求人推移(常用計)

(単位: 件、人、倍、%、ポイント)

項目 年度・月	新規求職 申込件数	対前年 増減比	新規 求人	対前年 増減比	新規求人倍率		月間有効 求職者数	対前年 増減比	月間有効 求人	対前年 増減比	有効求人倍率	
					原数値	対前年 増減差					原数値	対前年 増減差
平成24年度	309,819	▲11.1	299,317	9.6	0.97	0.19	*111,830	▲8.1	*64,134	13.7	0.57	0.11
平成25年度	288,868	▲6.8	341,569	14.1	1.18	0.21	*101,843	▲8.9	*74,858	16.7	0.74	0.17
平成26年度	270,711	▲6.3	358,959	5.1	1.33	0.15	*93,839	▲7.9	*80,334	7.3	0.86	0.12
平成27年度	251,706	▲7.0	374,167	4.2	1.49	0.16	*88,473	▲5.7	*85,215	6.1	0.96	0.10
平成28年度	238,747	▲5.1	383,593	2.5	1.61	0.12	*84,483	▲4.5	*87,932	3.2	1.04	0.08
平成29年度	227,176	▲4.8	389,213	1.5	1.71	0.10	*81,417	▲3.6	*90,475	2.9	1.11	0.07
平成30年度	219,953	▲3.2	395,627	1.6	1.80	0.09	*79,157	▲2.8	*92,311	2.0	1.17	0.06
4月	26,509	0.3	34,792	4.8	1.31	0.05	87,719	▲4.2	93,547	2.1	1.07	0.07
5月	20,210	▲0.7	32,705	3.1	1.62	0.06	87,327	▲2.4	93,290	2.9	1.07	0.06
6月	17,048	▲8.9	32,360	0.8	1.90	0.18	83,966	▲2.9	92,386	2.5	1.10	0.06
7月	17,138	1.5	34,464	6.6	2.01	0.10	80,073	▲2.0	93,093	4.7	1.16	0.07
8月	17,570	▲5.1	32,371	1.1	1.84	0.11	79,098	▲3.1	93,157	3.6	1.18	0.08
9月	14,249	▲17.9	31,153	▲8.6	2.19	0.23	75,691	▲5.8	92,235	▲0.5	1.22	0.07
10月	18,828	1.8	36,746	6.7	1.95	0.09	77,457	▲3.6	93,782	0.7	1.21	0.05
11月	16,696	1.2	31,292	4.4	1.87	0.05	75,550	▲2.1	92,573	1.8	1.23	0.05
12月	13,037	▲4.0	26,516	▲4.7	2.03	▲0.02	71,913	▲1.0	87,875	2.1	1.22	0.04
1月	18,791	▲6.4	34,564	1.7	1.84	0.15	73,162	▲2.2	88,048	1.6	1.20	0.04
2月	19,692	2.9	34,206	2.6	1.74	0.00	76,876	▲1.3	91,586	1.3	1.19	0.03
3月	20,185	▲4.5	34,458	0.6	1.71	0.09	81,046	▲2.3	96,163	1.7	1.19	0.05
令和元年度	207,466	▲5.7	385,088	▲2.7	1.86	0.06	*76,484	▲3.4	*91,327	▲1.1	1.19	0.02
4月	25,148	▲5.1	35,963	3.4	1.43	0.12	85,553	▲2.5	95,890	2.5	1.12	0.05
5月	18,737	▲7.3	32,651	▲0.2	1.74	0.12	84,238	▲3.5	95,110	2.0	1.13	0.06
6月	16,698	▲2.1	32,293	▲0.2	1.93	0.03	81,227	▲3.3	94,086	1.8	1.16	0.06
7月	17,403	1.5	36,064	4.6	2.07	0.06	78,403	▲2.1	95,180	2.2	1.21	0.05
8月	16,108	▲8.3	31,737	▲2.0	1.97	0.13	76,771	▲2.9	93,870	0.8	1.22	0.04
9月	15,766	10.6	32,826	5.4	2.08	▲0.11	75,671	0.0	95,314	3.3	1.26	0.04
10月	17,108	▲9.1	36,703	▲0.1	2.15	0.20	75,296	▲2.8	95,498	1.8	1.27	0.06
11月	14,287	▲14.4	29,116	▲7.0	2.04	0.17	72,019	▲4.7	92,382	▲0.2	1.28	0.05
12月	13,322	2.2	26,987	1.8	2.03	0.00	68,442	▲4.8	87,593	▲0.3	1.28	0.06
1月	17,511	▲6.8	30,330	▲12.2	1.73	▲0.11	69,888	▲4.5	82,208	▲6.6	1.18	▲0.02
2月	16,508	▲16.2	30,347	▲11.3	1.84	0.10	72,627	▲5.5	83,944	▲8.3	1.16	▲0.03
3月	18,870	▲6.5	30,071	▲12.7	1.59	▲0.12	77,672	▲4.2	84,844	▲11.8	1.09	▲0.10
令和2年度	196,616	▲5.2	333,305	▲13.4	1.70	▲0.16	*81,183	6.1	*77,534	▲15.1	0.96	▲0.23
4月	22,970	▲8.7	27,936	▲22.3	1.22	▲0.21	81,729	▲4.5	79,361	▲17.2	0.97	▲0.15
5月	15,127	▲19.3	25,056	▲23.3	1.66	▲0.08	79,647	▲5.5	73,823	▲22.4	0.93	▲0.20
6月	17,000	1.8	27,339	▲15.3	1.61	▲0.32	80,165	▲1.3	74,584	▲20.7	0.93	▲0.23
7月	16,010	▲8.0	27,557	▲23.6	1.72	▲0.35	78,831	0.5	74,845	▲21.4	0.95	▲0.26
8月	13,957	▲13.4	25,334	▲20.2	1.82	▲0.15	79,784	3.9	74,962	▲20.1	0.94	▲0.28
9月	14,733	▲6.6	28,272	▲13.9	1.92	▲0.16	81,439	7.6	77,068	▲19.1	0.95	▲0.31
10月	16,167	▲5.5	30,883	▲15.9	1.91	▲0.24	83,398	10.8	80,551	▲15.7	0.97	▲0.30
11月	13,575	▲5.0	26,444	▲9.2	1.95	▲0.09	81,174	12.7	80,253	▲13.1	0.99	▲0.29
12月	13,211	▲0.8	25,439	▲5.7	1.93	▲0.10	78,869	15.2	77,768	▲11.2	0.99	▲0.29
1月	16,747	▲4.4	28,158	▲7.2	1.68	▲0.05	79,898	14.3	76,156	▲7.4	0.95	▲0.23
2月	16,997	3.0	27,766	▲8.5	1.63	▲0.21	82,408	13.5	77,338	▲7.9	0.94	▲0.22
3月	20,122	6.6	33,121	10.1	1.65	0.06	86,855	11.8	83,701	▲1.3	0.96	▲0.13
令和3年度	196,526	▲0.0	355,472	6.7	1.81	0.11	*84,776	4.4	*83,390	7.6	0.98	0.02
4月	24,603	7.1	30,677	9.8	1.25	0.03	91,937	12.5	83,329	5.0	0.91	▲0.06
5月	15,069	▲0.4	26,107	4.2	1.73	0.07	87,965	10.4	81,711	10.7	0.93	0.00
6月	15,470	▲9.0	29,733	8.8	1.92	0.31	84,786	5.8	81,060	8.7	0.96	0.03
7月	15,307	▲4.4	29,930	8.6	1.96	0.24	81,771	3.7	80,836	8.0	0.99	0.04
8月	15,131	8.4	26,635	5.1	1.76	▲0.06	83,830	5.1	81,323	8.5	0.97	0.03
9月	14,612	▲0.8	30,374	7.4	2.08	0.16	84,414	3.7	82,951	7.6	0.98	0.03
10月	15,640	▲3.3	31,963	3.5	2.04	0.13	84,875	1.8	84,535	4.9	1.00	0.03
11月	15,336	13.0	28,717	8.6	1.87	▲0.08	83,880	3.3	85,968	7.1	1.02	0.03
12月	13,438	1.7	27,114	6.6	2.02	0.09	81,612	3.5	83,021	6.8	1.02	0.03
1月	16,893	0.9	30,102	6.9	1.78	0.10	82,519	3.3	82,158	7.9	1.00	0.05
2月	15,208	▲10.5	30,357	9.3	2.00	0.37	82,574	0.2	84,037	8.7	1.02	0.08
3月	19,819	▲1.5	33,763	1.9	1.70	0.05	87,145	0.3	89,752	7.2	1.03	0.07
令和4年度												
4月	23,930	▲2.7	34,810	13.5	1.45	0.20	92,225	0.3	91,907	10.3	1.00	0.09
5月	17,542	16.4	29,853	14.3	1.70	▲0.03	91,724	4.3	91,826	12.4	1.00	0.07
6月	16,457	6.4	33,369	12.2	2.03	0.11	89,441	5.5	93,165	14.9	1.04	0.08
7月	14,795	▲3.3	34,649	15.8	2.34	0.38	84,408	3.2	93,178	15.3	1.10	0.11

(注) 1. \*印の数値は年度の平均値。  
 2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

## 8 職種別求人・求職状況(常用計)

【令和4年7月内容】

(単位:倍、人、ポイント、%)

	有効求人倍率		月間有効求人数		月間有効求職者数	
		前年差		前年比		前年比
職業計	1.10	0.11	93,178	15.3	84,408	3.2
管理的職業	1.20	0.19	301	27.0	251	7.3
専門的・技術的職業	1.73	0.04	20,111	10.8	11,618	8.2
開発・製造技術者	0.94	0.16	575	16.9	612	▲3.3
建築・土木・測量技術者	6.39	0.30	3,347	6.0	524	1.2
情報処理・通信技術者	1.12	0.03	1,260	9.4	1,126	6.5
医師、薬剤師等	1.86	▲0.47	448	▲12.2	241	10.0
看護師、保健師等	1.46	0.05	4,722	13.3	3,226	8.9
医療技術者、栄養士等	1.92	0.11	2,603	16.3	1,356	9.8
保育士、福祉相談員等	2.60	0.12	5,646	13.7	2,174	8.4
事務的職業	0.41	0.07	8,479	29.8	20,649	6.5
一般事務員	0.34	0.06	6,015	29.7	17,879	6.5
会計・経理事務員	0.66	0.10	791	25.8	1,200	6.5
営業・販売事務員	1.31	0.29	747	31.3	570	1.8
販売の職業	1.66	0.27	8,902	12.8	5,350	▲5.7
販売店員、訪問販売員	1.66	0.31	6,241	15.8	3,751	▲5.7
保険外交員、サービス外交員	1.57	0.30	130	15.0	83	▲6.7
営業員	1.67	0.18	2,531	5.9	1,516	▲5.6
サービスの職業	2.47	0.44	23,105	18.2	9,341	▲3.2
ホームヘルパー、ケアワーカー	3.04	▲0.09	9,418	2.2	3,100	5.3
看護助手、歯科助手等	3.17	0.49	1,565	8.6	494	▲8.0
調理人、調理見習	2.73	0.86	6,110	28.8	2,238	▲11.7
給仕、接客サービス員	2.08	0.91	3,600	55.1	1,728	▲12.9
マンション、駐車場等管理人	0.74	0.09	480	32.2	649	16.1
保安の職業	4.18	0.05	2,314	9.4	554	8.2
警備員	4.19	0.03	2,310	9.6	551	8.9
農林漁業の職業	2.16	▲0.04	1,489	2.9	688	4.6
生産工程の職業	2.56	0.34	8,054	13.4	3,142	▲1.9
生産機械制御・監視員	2.26	0.96	203	46.0	90	▲15.9
金属加工、溶接・溶断工	3.46	0.16	1,178	2.5	340	▲2.3
その他の製造加工作業員	2.26	0.47	3,771	25.5	1,671	▲0.7
機械組立工	1.91	0.08	446	▲5.7	234	▲9.3
整備工・修理工	4.06	▲0.44	1,757	3.9	433	15.2
製品検査工	3.68	0.27	206	7.9	56	0.0
塗装、CADオペレーター	1.55	0.34	493	8.4	318	▲15.6
輸送、機械運転の職業	1.86	0.08	5,930	8.5	3,191	3.6
自動車運転手	2.11	0.16	4,296	8.6	2,036	0.2
ボイラー・建設機械運転工	1.60	0.02	1,402	4.2	878	2.8
建設・採掘の職業	5.01	0.60	6,244	11.2	1,247	▲2.0
型枠大工、とび工	8.03	1.67	1,157	22.0	144	▲3.4
大工・左官	4.46	1.03	1,409	14.0	316	▲12.2
電気工事、電気配線工	3.19	▲0.07	851	3.9	267	6.4
建設・土木作業員	5.43	0.33	2,818	8.2	519	1.6
運搬・清掃・包装の職業	0.74	0.14	8,249	22.7	11,084	▲0.8
運搬、配達、倉庫作業員	1.25	0.15	1,860	13.3	1,484	▲0.9
清掃作業員	1.95	0.52	3,895	33.2	2,000	▲2.2
包装作業員	2.46	▲0.84	275	▲0.7	112	33.3
選別作業員、軽作業員	0.30	0.05	2,219	17.9	7,488	▲0.7

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

## 9 新規求人数の正社員割合

(単位:人、%)

	R03年						R04年						対前年 同期比(差)	
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		7月
新規求人数	29,930	26,635	30,374	31,963	28,717	27,114	30,102	30,357	33,763	34,810	29,853	33,369	34,649	15.8
正社員求人	14,686	13,376	15,001	15,513	14,060	14,118	15,293	14,930	16,075	16,605	14,664	16,133	16,300	11.0
占める割合	49.1	50.2	49.4	48.5	49.0	52.1	50.8	49.2	47.6	47.7	49.1	48.3	47.0	▲2.1
正社員求人以外	15,244	13,259	15,373	16,450	14,657	12,996	14,809	15,427	17,688	18,205	15,189	17,236	18,349	20.4
占める割合	50.9	49.8	50.6	51.5	51.0	47.9	49.2	50.8	52.4	52.3	50.9	51.7	53.0	2.1

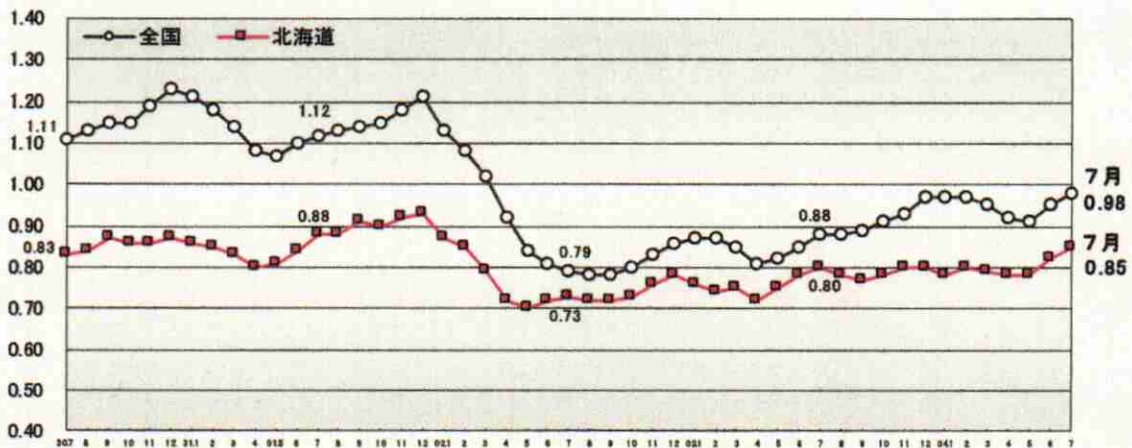
## 10 産業別正社員の新規求人数・割合

(単位:人、%)

産業	産業別正社員の新規求人数			産業別新規求人数に占める正社員求人の割合		
	R04年7月	R03年7月	増減比	R04年7月	R03年7月	増減差
D 建設業	3,366	3,214	4.7	84.4	86.6	▲2.2
E 製造業	1,147	1,016	12.9	43.5	47.3	▲3.8
G 情報通信業	429	508	▲15.6	63.5	84.4	▲20.9
H 運輸業、郵便業	1,137	943	20.6	68.7	66.2	2.5
I 卸売業、小売業	1,939	1,607	20.7	41.7	48.0	▲6.3
M 宿泊業、飲食サービス業	811	585	38.6	29.5	26.6	2.9
P 医療、福祉	4,561	4,190	8.9	46.6	45.2	1.4
R サービス業(他に分類されないもの)	1,036	791	31.0	24.0	23.7	0.3
その他	1,874	1,832	2.3	44.9	47.1	▲2.2
合計	16,300	14,686	11.0	47.0	49.1	▲2.1

## 11 正社員の有効求人倍率の推移

(倍)



(単位:倍、ポイント)

区分	R03年						R04年						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
北海道	0.80 (0.07)	0.78 (0.06)	0.77 (0.05)	0.78 (0.05)	0.80 (0.04)	0.80 (0.02)	0.78 (0.02)	0.80 (0.06)	0.79 (0.04)	0.78 (0.06)	0.78 (0.03)	0.82 (0.04)	0.85 (0.05)
全国	0.88 (0.09)	0.88 (0.10)	0.89 (0.11)	0.91 (0.11)	0.93 (0.10)	0.97 (0.11)	0.97 (0.10)	0.97 (0.10)	0.95 (0.10)	0.92 (0.11)	0.91 (0.09)	0.95 (0.10)	0.98 (0.10)

- (注) 1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。  
 2. 下段( )内は対前年同月差。  
 3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1ページの注1を参照。